

令和7年6月1日施行

# 熱中症対策が義務化されます！

仕事による熱中症の死亡者は3年連続で30人以上で、原因の大半が「初期症状の放置・対応の遅れ」です。このため、令和7年6月1日から以下の熱中症対策が義務化されます。

どんなとき？

**WBGT値28度以上** 又は **気温31度以上** の環境下で、  
**連続1時間以上** 又は **1日4時間を超えて**  
実施が見込まれる作業を行うとき

- 1 熱中症が疑われる作業者を **発見した時の報告体制を定め**、関係作業者に **周知する**

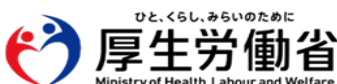
(労働安全衛生規則第612条の2第1項)

- 2 **重篤化防止手順を作成** し、関係作業者に **周知する**

- |                                   |                                         |
|-----------------------------------|-----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 緊急連絡網    | <input type="checkbox"/> 緊急搬送先の連絡先及び所在地 |
| <input type="checkbox"/> 作業離脱     | <input type="checkbox"/> 身体冷却           |
| <input type="checkbox"/> 医療機関への搬送 |                                         |

(労働安全衛生規則第612条の2第2項)

※ あらかじめ到着した救急隊員を案内する者を定めておきましょう



和歌山労働局・橋本労働基準監督署

橋本市東家六丁目9番2号（電話）0736-32-1190



橋本市消防本部・警防課

橋本市東家六丁目2番1号（電話）0736-33-3714

# 熱中症に対する処置フロー

～ 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 ～

① 熱中症を疑う症状はありますか？

☐ふらつき ☐生あくび ☐失神 ☐大量の発汗 ☐痙攣 ☐めまい  
☐筋肉痛・筋肉の硬直 ☐頭痛 ☐不快感 ☐吐き気 ☐倦怠感 ☐高体温

YES ↓

② 呼びかけに応えますか？

NO →

救急車要請

☎ 119



⚠ 意識がない、返事がおかしい、反応が鈍いなど

YES ↓

作業離脱・身体冷却

③ 水分を自力で摂取できますか？

YES ↓ 水分・塩分を摂取させる

④ 症状がよくなりましたか？

YES ↓

安静にして十分な休息を  
一人きりにせず、経過観察を。必要に応じて医療機関へ

作業離脱・身体冷却

⚠ 「自力で水を飲めない」「おう吐」がある時は  
誤って水分が気道に流れ込む可能性があるため  
無理に飲ませず、医療機関へ搬送

医療機関へ搬送

状況のよく分かる人が医療機関まで付き  
添い、発症までの経緯や発症時の症状等  
を伝えるようにしてください。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、  
連絡体制や体調急変時の対応をあらかじめ定めておく。

橋本市消防本部

公式インスタグラム

おのちゃんの熱中症アラート（独自の熱中症注意喚起情報）など、さまざまなコンテンツをアップしていますので、是非ご覧ください。



橋本市

公式YouTube

橋本市の情報が満載！  
消防がアップしたのものには心肺蘇生法要領など、分かりやすく説明しています。



厚生労働省

熱中症ガイド

誰にでも視覚で理解できるよう、わかりやすい内容で熱中症対策などを紹介しています。



総務省消防庁

熱中症情報

熱中症による救急搬送人員数など、詳しい内容を知ることができます。



そなえ、まもり、未来へつなぐ

橋本市消防本部



0736-33-3714



keibou@city.hashimoto.lg.jp